

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第673号

2014年(平成26年)8月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

患者の診療に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について
(答申)

2014年7月23日付けで諮問(第673号)された患者の診療に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は認められない。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては、判断する必要がない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った理由

東京入国管理局執行部門首席入国警備官入国警備官警備長(以下「入国警備官」という。)より、出入国管理及び難民認定法第52条第7項に基づく調査のため、添付資料1「照会書」のとおり藤沢市民病院で保有する診療記録に関する照会がなされた。

出入国管理及び難民認定法第52条第7項の規定は、個人情報を目的外に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当する。そのため、藤沢市民病院での患者に関する診療記録を添付資料2「照会事項(回答)」で、入国警備官に目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条第2項第4号の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 藤沢市民病院での診療録を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

- (ア) 被照会者の氏名，生年月日，診療券番号
- (イ) 被照会者が藤沢市民病院にて診察を受けた年月日
- (ウ) 被照会者の藤沢市民病院における診察の内容（本人が訴えた症状，診断した病名，検査及び措置内容）
- (エ) 被照会者が藤沢市民病院にて処方された事実の有無。また，その事実があれば薬の名称，量，効果及び服用方法。
- (オ) 被照会者の感染の事実の有無
- (カ) 被照会者が収容された場合の医学的可否
- (キ) 被照会者の航空機搭乗における医学的可否

イ 目的外に提供する相手方

東京入国管理局執行部門首席入国警備官入国警備官警備長

ウ 目的外提供の根拠規定

出入国管理及び難民認定法第52条第7項（添付資料3「官報一部抜粋」）

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，出入国管理及び難民認定法第52条第7項に基づくものである。

出入国管理及び難民認定法第52条第7項は「入国警備官は，退去強制令書の執行に関し必要がある場合には，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており，官庁・公共団体その他のものに対して照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本照会は，正当な請求権を有した入国警備官によって行われるものであり，受け取った情報についても守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件照会の詳細理由と提供する必要性については，入国警備官から「詳しくは述べられないが，被照会者は，出入国管理及び難民認定法に基づき退去強制手続き中であった。しかし，収容中に体の痛みを訴え，診断の結果，仮放免となった。仮放免中，体の痛みが再発したため，滞在場所の近隣にあった藤沢市民病院を受診し，その際に発行された診断書をもって，仮放免中に行われる面談で生活状況の報告がなされた。そのため，退去強制手続きを執行するにあたり，通院の事実がある以上，被照会者の病状把握を行い，急変時に備える必要がある。なお，被照会者は退去強制手続きが執行されることの認識はあるが，執行時期については認識していない。」と説明があった。

以上のことから，入国警備官が必要とする事実確認事項は，被

照会者の診療記録及び照会者が入国警備官に申請している病状の裏づけであり、他手段での照会・調査では不可能と考えられる。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(ウ) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが、本件に係る照会は退去強制手続きのために行うものである。

現在、被照会者は、体の痛みを訴えた診断の結果、仮放免中であり、強制退去手続きの執行時期が定まっておらず、自身も現在の状況を認識しており、この照会をもって時期を推測し、逃亡する恐れがある。

入国警備官は、被照会者の出頭がないと収容・退去強制手続きの執行を行うことができないため、個人情報を入国警備官へ目的外に提供することに伴い、被照会者へ本人通知を行うことは、今後の被照会者の行動に影響を及ぼし退去強制手続きの遂行に支障をきたす可能性があることを入国警備官に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(3) 提出書類

- ア 資料1 照会書
- イ 資料2 照会事項(回答)
- ウ 資料3 官報
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有する東京入国管理局執行部門首席入国警備官入国警備官警備長によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「詳しくは述べられないが、被照会者は、出入国管理及び難民認定法に基づき退去強制手続き中であった。しかし、収容中に体の痛みを訴え、診断の結果、仮放免となった。仮放免中、体の痛みが再発したため、滞在場所の近隣にあった藤沢市民病院を受診し、その際に発行された診断書をもって、仮放免中に行われる面談で生活状況の報告がなされた。そのため、退去強制手続きを執行するにあたり、通院の事実がある以上、被照会者の病状把握を行い、急変時に備える必要がある。なお、被照会者は退去強制手続きが執行されることの認識はあるが、執行時期については認識していない。」とのことである。

また、実施機関では入国警備官が必要とする事実確認事項は、被照会者の診療記録及び照会者が入国警備官に申請している病状の裏づけであり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

しかし、病院が患者の診療のために取得した情報は、原則として本人同意がなければ診療の目的以外の目的のために提供できるものではなく、本件照会については、出入国管理及び難民認定法第52条第7項に基づいて提供する必要性はないと判断する。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

(1)で前述したとおり、目的外に提供する必要性が認められない以上、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断する必要がない。

以 上